

特定不妊治療支援事業の拡充について

1 要旨・目的

特定不妊治療について、施設基準を満たさない医療機関で先進医療を実施した場合や、国の先進医療会議で審議中の技術を用いた場合に、保険診療との併用ができず、本来保険適用となる基本治療も含め全額自己負担せざるを得なくなっている実態を踏まえ、特定不妊治療を受ける方の経済的負担を軽減するため、令和5年度から、全額自己負担となった方への助成メニューを追加した。

2 現状・背景

- 令和4年4月から保険適用となった不妊治療は、有効性や安全性に関するエビデンスが十分に蓄積された治療法等に限定されており、保険適用外となった新しい治療法等は、国の先進医療会議の審議を経て「先進医療」と告示されれば、国が定めた施設基準を満たす医療機関で実施する場合に限り保険診療との併用が認められている。
- 令和4年度から、保険適用外の先進的な治療に係る経済的負担を軽減し、特定不妊治療を受ける方の治療の選択肢が減らないよう、先進医療及び先進医療会議において審議中の技術を対象とする県独自の助成制度を新設した。
- 一方、先進医療と保険診療を併用できるのは、国が定めた施設基準を満たす医療機関において先進医療を実施する場合に限定されていることから、2割程度の患者が、本来保険適用となる基本治療も含め全額自己負担せざるを得なくなっている。

3 概要

(1) 事業内容

区分	①先進医療への助成【継続】	②全額自己負担の治療への助成【拡充】
対象者	妻の年齢が43歳未満の夫婦で、申請時に県内に居住している夫婦。 ※所得制限なし。事実婚を含む。広島市・呉市・福山市も含む。	
助成対象	特定不妊治療（体外受精，顕微授精）及び男性不妊治療に併せて行われる保険適用外の先進医療に要した費用	令和4年4月1日以降に開始した特定不妊治療又は男性不妊治療のうち、先進医療等を併用することにより、本来保険適用となる治療も含め、全額自己負担となった治療に要した費用 ※令和4年度中に終了した治療も対象
助成額	自己負担の1/2、1回当たり5万円を上限	自己負担額の7割、1回当たり30万円を上限 ※採卵のみで治療を中止した場合や以前に凍結した胚を使った治療のみを行った場合は上限10万円
助成回数	1子につき6回まで。ただし、初めて助成を受けた際の治療期間初日の妻の年齢が40歳以上の場合は、3回まで。①と②の助成回数は合算する。	

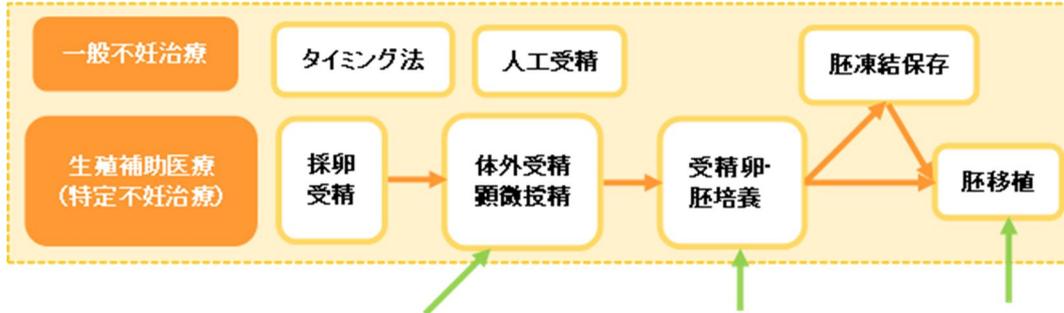
※詳細は別紙「広島県特定不妊治療支援事業の概要（申請者用）」のとおり

(2) 予算

令和5年度当初予算 348,106 千円 (単県)

4 参考

【不妊治療の保険適用の範囲】 (枠内の基本治療はすべて保険適用)



【先進医療技術】
(令和5年4月1日時点)

- ・ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術(PICSI)
- ・強拡大顕微鏡による形態良好精子の選別(IMSI)
- ・タクロリムス投与療法
- ・膜構造を用いた生理学的精子選択術
- ・タイムラプス撮像法
- ・子宮内膜刺激術(SEET法)
- ・子宮内膜擦過術
- ・子宮内細菌叢検査(EMMA、ALICE)
- ・子宮内膜受容能検査(ERA)
- ・二段階胚移植術
- ・子宮内フローラ検査
- ・子宮内膜胚受容期検査(ERPeak)
- ・着床前胚異数性検査(PGT-A)

◆助成対象②の申請額の算定方法◆

例1 1回の特定不妊治療（ステージA）の自己負担額が25万円の場合

自己負担額の7割 = 17万5千円…㊦
 ステージAの上限金額 = 30万円…㊧
 ㊦と㊧を比較して少ない方の金額 17万5千円が申請額

例2 1回の特定不妊治療（ステージA）の自己負担額が50万円

かつ、令和5年3月31日までに本事業に申請している場合で、当該申請が②に該当する場合

自己負担額の7割 = 35万円…㊦
 ステージAの上限金額 = 30万円…㊧
 今回の治療について令和5年3月31日までに申請した額 = 5万円…㊨
 ㊦と㊧を比較して少ない方の金額30万円から㊨を差し引いた額 = 25万円が申請額

※5 先進医療とは

保険外の先進的な医療技術として認められたもので、保険診療と組み合わせて実施することができます。ただし、医療技術ごとに保険診療との併用ができる医療機関が異なり、保険診療との併用ができない場合がありますので、受診している医療機関へご確認ください。

※6 審議中の技術とは

先進医療会議において審議が行われている治療等で、まだ保険診療との併用が認められていません。そのため、助成対象にはなりません。一連の治療の中で保険が適用できる治療についても治療費が全額自己負担となりますので、この審議中の技術の実施については主治医とよくご相談ください。

対象となる保険医療機関や先進医療・審議中の技術については、県HPを随時更新していますので、こちらをご確認ください。



◆体外受精・顕微授精治療ステージの考え方◆

特定不妊治療には下表のA～Hの8つのステージがあります。実施した治療がどのステージにあたるかは医療機関にご確認ください。それぞれのステージが終了した段階で1回とカウントします。1回のステージごとに助成金の申請をしてください。

治療内容	採卵まで			採精（夫）	（前培養・媒精（受精（顕微授精）・培養）	胚移植						助成対象範囲	
	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（点鼻薬）	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（注射）	採卵			新鮮胚移植		凍結胚移植					
						胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法		（胚移植のおおむね2週間後） 妊娠の確認
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日	7～10日	1日	10日	1日		
治療ステージ	A	新鮮胚移植を実施											助成対象
	B	凍結胚移植を実施*											
	C	以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施											
	D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了											
	E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止											
	F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止											
	G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止											対象外
	H	採卵準備中、体調不良等により治療中止											

*B: 採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。
 *採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

3 助成回数

(1) 助成回数 ※助成対象①と②の助成回数は合算してカウントします。

初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が

- 40歳未満の場合、43歳になるまで1子ごとに6回
- 40歳以上の場合、43歳になるまで1子ごとに3回

(2) 助成回数のリセットについて

特定不妊治療の助成を受けた後、出産（妊娠12週以降の死産を含む）した場合、これまで受けた助成回数をリセットすることができます。

◆注意点◆

助成回数は、リセット後に初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢で再決定します。助成回数をリセットすることで、残りの助成回数が減ってしまう場合は、助成回数リセットを適用しませんのでご注意ください。（詳しくは県HPをご確認ください。）

～年齢・回数の特例措置について～

- ・ 令和4年4月2日から令和4年9月30日までの間に妻が40歳の誕生日を迎える場合（昭和57年4月2日～昭和57年9月30日生まれの方）、初めて助成を受けた際の治療期間の初日が40歳の誕生日以後であっても、令和4年9月30日までであれば、回数制限の上限は通算6回とします。
- ・ 令和4年4月2日から同年9月30日までの間に妻が43歳になる場合（昭和54年4月2日～昭和54年9月30日生まれの方）、初めて助成を受ける際の治療期間の初日が43歳の誕生日以後であっても、令和4年9月30日までであれば、1回に限り、助成の対象とします。

4 申請書類

申請様式は、各申請窓口での配布、県ホームページからダウンロードできる他、電子申請が可能です。

①	広島県特定不妊治療支援事業申請書（様式第1号）	助成対象①と②は申請書が異なりますのでご注意ください。 申請書記入例はこちら(県HP) 
②	広島県特定不妊治療支援事業申請に係る証明書（様式第2号）	・ 夫婦が別の医療機関で受診した場合又は転院した場合は、それぞれの医療機関が作成した証明書が必要です。 ・ 証明書の作成には1か月程度時間を要する場合がありますのでご注意ください。
③	戸籍謄本又は全部事項証明書（原本）	・ 初回申請時及び助成回数リセット時のみ必要です。 ただし、夫婦が別世帯の場合は、毎回添付が必要です。 ・ 事実婚の場合は、夫婦それぞれの戸籍謄本が必要です。
④	広島県内の住所を確認できる住民票（原本、申請日の3か月以内に発行）	・ 事実婚の場合は、世帯全員記載、続柄記載のものを取得してください。 ・ 助成対象者の住所等を住民基本台帳で確認することを①において承諾する場合は、住民票の添付を省略できます。（ただし、事実婚の場合を除く）。
⑤	医療機関が発行する領収書（明細書含む）の写し	【助成対象①の場合】 助成対象となる費用（領収金額）に係る領収書及び明細書 【助成対象②の場合】 （ア）助成対象となる費用（領収金額）に係る領収書 （イ）（ア）のうち、先進医療等及び文書料に係る明細書
⑥	振込先口座の通帳の写し	口座番号・口座名義人・銀行本支店コード等が記載された頁
⑦	事実婚関係に関する申立書（様式第5号）	事実婚の場合のみ必要です。

※添付書類（住民票等）は、すべて個人番号（マイナンバー）の記載のないものをご用意ください。

5 申請方法

次のいずれかの方法で申請してください。

(1) お住まいの市町の申請窓口（県の保健所・支所または広島県庁子供未来応援課）へ申請

申請書類を揃えて窓口へ提出してください。（郵送可）なお、お住まいの市町毎の申請窓口は、「7 申請窓口」をご確認ください。

(2) 広島県電子申請システムでの申請

電子申請システムにより申請する場合は、「4 申請書類」のうち、②～⑦の書類を「広島県庁子供未来応援課」へ郵送してください。（⑤～⑦については、電子申請システムにおいて、データ添付することも可能です。）

※助成対象によって電子申請窓口が異なりますのでご注意ください。

助成対象①
(先進医療への助成)
の申請 ⇒



助成対象②
(自費診療への助成)
の申請 ⇒



6 申請期限

治療の終了時期によって申請期限が異なります。

- ・令和5年4月1日以降に治療を終了した方は、対象となる治療が終了した日の翌日から起算して、原則2か月以内に申請してください。
- ・助成対象②のうち、令和5年3月31日までに治療を終了した方は、令和6年3月31日までに申請してください。

※申請期限を超えている場合は申請を受理できないことがありますので、事前にご相談ください。

7 申請窓口

お住まいの市町	申請窓口	所在地	電話番号
大竹市・廿日市市	西部保健所（保健課）	廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181
安芸高田市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町	西部保健所広島支所（保健課）	広島市中区基町 10-52 農林庁舎 1 階	082-513-5526
呉市（※）・江田島市	西部保健所呉支所（厚生保健課）	呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
竹原市・東広島市・大崎上島町	西部東保健所（保健課）	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
三原市・尾道市・世羅町	東部保健所（保健課）	尾道市古浜町 26-12	0848-25-4641
福山市（※）・府中市・神石高原町	東部保健所福山支所（保健課）	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1417
三次市・庄原市	北部保健所（保健課）	三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181
広島市・呉市・福山市（※）	子供未来応援課	広島市中区基町 10-52 本館 5 階	082-513-3171

※上記のほか、広島県庁子供未来応援課（広島県庁本館（広島市中区基町 10-52）への郵送でも受付けています。

お問い合わせ

広島県健康福祉局子供未来応援課

☎082-513-3171

8:30~17:15（土・日・祝日・年末年始除く）

申請様式のダウンロードや保険医療機関・助成対象の治療、よくある質問 Q&A 県内市町の助成制度など、詳しくは広島県のホームページをご覧ください。

広島県 特定不妊

検索

